

○副議長（外崎浩子君） 五番伏谷修一君。

〔五番 伏谷修一君登壇〕

○五番（伏谷修一君） 昨年十月に行われた宮城県議会議員補欠選挙において多賀城・七ヶ浜選挙区から当選させていただいた自由民主党・県民会議の伏谷修一と申します。議長のお許しをいただきましたので、大綱三点について質問させていただきます。

初めての一般質問なので質問に入る前に一言申し上げます。

今回の選挙で負託された東日本大震災・新型コロナウイルス感染症からの山積した地域課題の解決、特に前県議会議員であった現多賀城市長と村井知事との様々なお約束をチェックすることと、多賀城・七ヶ浜の皆様から頂戴している多くの御意見を確認してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。私が議員を志した背景には、多賀城駅前に出店していた大型商業施設が閉店したことで壁面が落書きによって周辺の景観が著しく阻害されるだけでなく、不法投棄されるごみも多く行政も手をこまねく状況下、住民発意による組織落書き消し隊が結成され、約百五十名のボランティアが集まり私も参加したことで、できない理由に頭をこまねいているのではなく、住民、行政それぞれに何ができるのか、一つ一つ壁を乗り越えてきた協働のまちづくりが成功事例になったことを契機に、中心市街地の活性化を図り生まれ育ったまちは自らの手で何とかしたいという気持ちが原点となっています。平成十九年市議会議員に初当選時の社会情勢は、この年から三位一体の改革により国から地方への税源移譲が行われ、国税と地方税での負担額の変化が生じことを議論していた翌年には、リーマンショックが発端となり金融危機が起こり世界的に株価下落など日本へも大きな影響をもたらし、業績のよかった企業も収益が激減、予定納税されていた消費税を数千万円単位で返金するなど、大変な四年が過ぎ去ろうとしていた二〇一一年三月に東日本大震災が発災しました。当時、私は消防団員としてポンプ車で担当エリアへ向かい、逐一無線で被災状況を対策本部に報告する中、大津波警報が発令、仙台新港に十メートルの津波が押し寄せる連絡を受けて半信半疑のまま市内を巡回してから五分過ぎた次の瞬間、前方の道路がキラキラ光りはじめ泥のような黒い液体状の流れがどんどん大きくなる光景を一瞬判断できずにいました。が、消防団員の絶叫の声に機関員がアクセルを全開にして百メートル先の橋のたもとまで逃れることができ九死に一生を得ることができました。その後、救助活動、御遺体の

搬送、行方不明者の捜索、生活道路の確保、救援物資の確保などの活動を体験したことが復旧・復興の一助となればとの思いで今日まで取り組んできました。これまでの負の連鎖を経験するたび人々は学び、更なる工夫を凝らして強くなる歴史を繰り返していません。新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは新たな生活様式を考えなければならぬ転換期と位置づけたとき、知事はリーダーとしてどのような宮城・日本をイメージしていくのか、端的にお答えいただきたいと思えます。

大綱一点目、歴史を生かした観光事業について伺いいたします。

先日、行政庁舎十八階で開催している宮城県誕生百五十年の歩みを見てまいりました。宮城県の誕生は明治四年の廃藩置県によって仙台県となり翌年に宮城県と改称されたとありました。宮城の地名の由来には奈良時代に陸奥国府の多賀城が置かれ、朝廷の奈良が本店であれば出先機関の支店に多賀城が当たることから、宮宅と呼ばれていたものがみやぎに変化して宮城の字となったという説、多賀城が朝廷の城、みかどのぎと呼ばれていたなど諸説あります。今ある宮城県の呼称の基となったと言っても過言ではない多賀城は奈良平安時代の陸奥国府であり、奈良時代には鎮守府も併置されるなど古代東北の政治・軍事の中心的な官衛であり、更には出羽国も管轄しながら陸奥・出羽両国の北にある蝦夷の地をも支配する役割をもって設置された律令政府の中核機関でありました。日本国家の東北経営の拠点であり九州の太宰府と並び称され、遠の朝廷として西の太宰府、東の多賀城は重要な役割を担っていました。近世の偽作であるとされて近年まで真偽論争のあった多賀城碑が国の重要文化財に指定され、晴れて本物であることが証明されたことは、多賀城だけではなく宮城県にとっても大きな意味合いを持つことができます。特別史跡多賀城跡附寺跡の保存計画は宮城県と多賀城市が分担して実施しており、発掘調査と整備を県、土地公有化と史跡の維持管理を多賀城市が管理しています。震災後の第三次保存管理計画では地域の歴史文化遺産を活用していくこととして、外郭南門の建設復元と周辺整備を中心的事業として実施すると位置づけています。また、宮城県内では唯一、多賀城市が歴史的風致維持向上計画を策定し、国土交通省、農林水産省、文部科学省から認定を受けたことは南門復元事業等の整備につながったことを重く受け止め、県が現在進めている政庁―南門間の整備を歴史まちづくり法の定義からも文化財の保存と活用の観点から、県と多賀城市が一体となって新たなまちづくりを目的に

宮城県全体の観光政策の起点として捉えるべきと考えます。多賀城は二〇二四年に創建千三百年を迎えます。昨年五月十四日に多賀城創建千三百年記念事業実行委員会を設立し、名誉会長に村井嘉浩宮城県知事、副会長には伊東昭代宮城県教育委員会教育長が就任しております。設立の趣旨には、律令国家と蝦夷との間には坂上田村麻呂とアテルイが戦った三十八年戦争など軋轢の歴史が刻み込まれたことはよく知られており、争いのない平穏なときには人々の交流や物産品の交易が活発に行われ、東北地方の政治、文化の中心地として繁栄しました。また、千年前の貞観地震で大きな被害を受けたことが記録に残された城でもあります。現在は多賀城跡附寺跡として国宝に当たる特別史跡に指定されており、多賀城の創建や改修が刻まれた多賀城碑も史跡内で大切にされ重要文化財に指定されています。千三百年という長い時間、連綿と続いてきた悠久の歴史、文化、そして人々の営みなど東北のみならず日本の歴史を語る上でも多賀城は唯一無二です。東北の始まりとも言える多賀城の遺跡の記憶をたどりながら、このかけがえのない文化遺産の価値を全国そして世界に広め次世代に継承するとともに、そうした文化を育んできた東北の豊かで実り多い自然を未来に受け継いでいかなければなりません。そのためにも多賀城の歴史や文化を基軸として、我が宮城に多くの人々が集い、交流し、絆を深めることで東北の豊かで幸せな未来につながる新たな道を開いていかなければなりません。アフターコロナの旗印に宮城に活力を与え、にぎわいの創出へとつながる口火を切る事業はこの事業と考えます。宮城県が事業を展開するために、平成十八年に奈良県が実施した平城遷都千三百年祭の全体の取り組みについて内容を確認する必要があると思います。当時の期間、組織、予算案が奈良県地域振興部の資料によると事業を四つの構成に分けて、平城京跡事業、県内各地事業、関連広域事業、事前展開事業として、来訪者を千二百万人から千三百万人を目標値として全体事業費を百億円と見込んでいました。事業計画は奈良県、奈良市職員と経済団体など民間との協力体制を構築し平城遷都千三百年記念事業協会を設置しています。各種事業に対応するため専門性を持った部会ごとに分業体制を図り、奈良県が主導し事務、広報作業は県と市の職員、財政管理は奈良県の銀行をはじめとする金融団、宿泊施設、移動手段はJR奈良駅長、資金集めは奈良商工会議所会頭など多くの財界人の協力体制を確立させていました。平城遷都千三百年祭は当時の奈良県知事の肝煎り事業として、当初の事業規模は三百五十億円を全体事業費

として見込んでいました。奈良県が主導、奈良市と各種団体が連携しながら、それぞれの得意分野スキルを生かすことができたことを参考にすれば、宮城県が主体となつて仙台市、仙台商工会議所、七十七銀行をはじめ関連自治体の協力体制を構築することも必要と考えます。平城遷都千三百年祭のコンセプトには、国の始まりを祝う、歴史に感謝する、未来を考える、三つの事業内容が明記されています。中韓半島経由でアジア各地の文化を日本に取り入れ、律令制度の国づくりを起こした地の誇りと先人たちによつて脈々とつながれてきた歴史・景観・食などの素晴らしい観光資源を県民、観光関連事業者や各種団体と行政が協働で更なる奈良を世界・日本中に発信し、周知させることに大きな意味を持つと考えており、今回の事業で国家の基本的な枠組みが確立されたことを様々な事業を通して多くの人々に伝えることができたことを大きな成果と捉えています。また、奈良県では遡ること百有餘年前、平城遷都千二百年祭を行っています。これは地元有力者により国の始まりを祝う思いの結集により実現されました。それから百年後、千三百年事業は先人の思いの継承として盛大な繋がりをもたらした事業となったことを奈良の人々は誇りに思っています。多賀城の発掘調査が昭和三十七年に本格的に始まり六十年、その後の調査の過程で証明された事実をもつて今回の千三百年事業を開催することを歴史の継承として重く受け止めていただければと思います。東日本大震災から十年が経過し、歴史的には貞観の大地震をはるか昔の出来事としか感じていなかった我々も千年の時間軸上の一点として捉え、東日本大震災を多賀城創建七百二十四年以降の歴史を学び直すことで、窮地から幾度も困難を乗り越えてきた先人たちの知恵に思いを寄せる絶好の機会となる多賀城創建千三百年事業を全力でサポートする体制を求めますが、見解を伺います。

次に、農業政策について伺います。

一昨年来続いてきたコロナウイルス感染症の影響により地域経済は依然として回復傾向には至らず、特に外食産業をはじめとした飲食業全般の売り上げが激減したことに伴い、業務用米を中心に過剰在庫を多く抱えている状況下にあることから、次年度に向けた生産者の作付意欲も低迷していることに関係者が頭を悩ませています。令和三年の補正予算ではみやぎ米の緊急的な消費拡大を図るため、米卸業者等の販売促進費、ネットを活用した支援費、県産日本酒等の販売を促進する経費や稲作農家への転作を支援す

る経費を予算計上していますが、生産者の不安解消には至っておりません。コロナ禍後の米の作付には抜本的な改革が必要と考えますが、所見を伺います。

県内の農業就業者の高齢化・後継者問題には課題が多くいまだ深刻な状況は改善されていません。農業従事者の方々は年間を通したルーチンの中で集落営農を地域の仲間と結の精神で稲作を受け継ぎ、今日まで米作りに尽力されてきました。私の地元の農家組合の意見を推察すると今日の状況下で転作を求めていくことが得策なのか思い悩むところですが、県はみやぎ米のブランド力強化に向け主力のひとつめぼれやササニシキに加え、新品種だて正夢や玄米食向け品種金のいぶき、酒米の吟のいろはの生産拡大に取り組んでいます。酒米の需要と供給を推し量ったとき、新たなみやぎの酒米づくり吟のいろはの作付拡大について過去の事例を参考にすべきです。吟のいろはは二〇一四年から奨励品種決定調査に供試し四年間評価され、栽培特性や玄米品質が良好であることから有望と評価され、酒造適性は味の濃さや柔らかさがありソフトで膨らみのある清酒となり、蔵の華とは異なる酒質の清酒ができることも明らかとなったことから、宮城県では需要動向を見極めながら今後の作付方針を検討していくこととし、二〇二〇年度から県内の希望する酒造メーカーが利用できるよう品種登録の出願を行い、昨年は県内二十五社の蔵元で生産しています。吟のいろはを育成するに当たり特性検定試験及び系統適応性検定試験を実施していただいた県農業試験場、宮城県酒造協同組合、宮城県内の各酒造メーカー、JA新みやぎ、松山町酒米研究会など各関係機関の協力の下で開発されています。酒造好適米は兵庫県の山田錦、新潟県・福井県の五百万石で生産量の半分を占め、宮城県の蔵の華は輸出される日本酒の生産量としては九番目となっています。最近、他県から引き合いが強い北海道の酒米吟風は、蔵の華に次いで開発された吟のいろはと同じく二品種目の酒米で北海道の主食用米も含め米の販売は好調です。宮城県酒造組合は一九八六年おいしいみやぎ米を純米酒として品質を高め、ササニシキ一〇〇%の純米酒造りを宣言してから三十五年が経過しました。当時は画期的な取組として全国の酒造業界に旋風を巻き起こし、ほとんど知られていなかった純米酒が等級制度の廃止、特定名称酒の呼称になり、現在では特定名称酒の比率が全国平均では五割でございますが、それを大きく上回る宮城県は九割を占めるまできて、宮城の日本酒にはずれなしと多くの支持を得ていました。しかしながら、平成三十年以降は国内出荷量の減少幅が大きくな

り、令和二年については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業務用の日本酒を中心に国内出荷量が前年対比マイナス一〇%と減少。特に酒造好適米を多く使用する特定名称酒は一四%と大幅に減少しているものの、輸出量については海外での日本酒ブームを背景に増加傾向となり、令和二年は九月以降輸出が回復して令和二年トータルとして約二百四十一億円と増加、令和三年の数字は未集計ではありますがコロナ収束後の輸出の大幅な増加が期待されます。なぜ日本酒の輸出量が伸びているのか。ワインと日本酒は醸造酒でワインは単発酵、日本酒は並行複発酵として歴史と文化が育んできたお酒とも言えます。特にワインは世界的に需要が高まり、一九八〇年代から比較すると銘醸地であるボルドー地方の一級ワインの価格は三倍から五倍、ものによっては十倍以上の金額になっています。フランスにはワインの厳格なルールがあり、ワイン法によってブドウの生産地、生産法、使用品種などが決められているAOC原産地呼称として法律で保護されているからです。また、生産地の土壌に含まれる含有成分が品質に大きく関わってくるので、テロワールの概念を用いて気候・地質・地勢など生産地の情報を明確にしています。このことから日本酒にも原産地呼称制度が求められ、それに準じて対応している蔵元の清酒は高値で取引されています。高品質の酒米山田錦を生産している兵庫県特A地区の社・東条・吉川の三地区では土壌の特性を生かした地層の研究も欠かせないとし、酒質の異なる味わいを醸し出しています。また、茨城県の酒造メーカーでは土壌の分析、カルシウムや重炭酸イオンなどを多く含む筑波山の湧水を使用していることを明記していることで海外のレストランから注文が入っています。今は少量の販売であっても世界のニーズは商品情報を察知し、購入の目安にする時代は日本にも求められています。日本酒もワイン同様付加価値が付き争奪戦が始まる前にテロワールと原産地呼称の考え方を取り入れ、宮城県産のブランド力の更なる飛躍のために適材適所に酒米の耕作面積を拡充することも必要と考え、これからの農業のあるべき姿について、所見を求めます。

最後に、DX・コロナ後に求められる土地の活用について伺います。

七ヶ浜町は十三・二七平方キロメートルで県内最小の面積、多賀城市は十九・六九平方キロメートルで東北一の人口密度の高い地域です。東日本大震災の復興事業に伴い津波浸水地域の土地活用の用途について再検討する時期と思われます。デジタル化の急

速な進展やニューノーマルな生活が求められるコロナ禍後に向けた時代に対応すべく、都市計画や今後の人口流入についても様々な観点から協議していかねばなりません。東京都では二〇二二年一月一日時点の推計人口が約一千四百万人で、前年同期から約四万八千人減少しており、都の人口が通年で減るのは不況による求人減で転入が低調だった一九九六年以来二十六年ぶりです。減少数は一九五六年以降で最も多く、推計人口は国勢調査の確定人口を基に住民基本台帳の転入者と転出者の増減を加味したものであり、転入者数から転出者数を差し引いた社会増は三千八百九十七人。前年の二万九千六百十八人から大幅に減り死者数が出生者数を上回る自然減をカバーできていません。特に都心から離れた区の人口減が目立ち、リモートワークの普及に伴う転職なき移住が定着しつつあると分析している新聞報道もありました。東京二十三区からの転出者は神奈川県、千葉県、埼玉県が主な受皿になっていますが、更にその外側に位置する茨城県、群馬県、山梨県でも前年転出超過であったのが転入超過に転じていることからコロナ禍で東京離れが進んだともみられています。そうした中、二〇二〇年一月一日時点の宮城県の推計人口はどうか、コロナ禍での東京離れの影響がもたらされたのか、新型コロナウイルス感染症の流行によって都市生活や都市活動変化がもたらされ、これによって生じた人々の意識や価値観の変化、多様化が生じてきています。具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、感染リスクを低減するために人との接触機会を減らすことやソーシャルディスタンスを保つことなど、生活様式の大きな変容が求められています。これはテレワーク、オンライン会議、リモート営業など働き方の変革でもあり暮らし方や住まいの在り方の変革でもあります。ニューノーマルは新しい事態という意味になりますが、これが市民生活に定着しつつあります。このニューノーマルに対応すべき新たな都市政策の在り方の研究が既に国において始まっています。ここではニューノーマルに対応する今後の都市政策の在り方の一つとしてクローズアップされているのが都市アセットの活用です。都市アセットは既存の都市の施設・インフラのストックのうち地域の資源として存在しているものを言い、ニューノーマルのみならず、更には人口減少・高齢化の進展、厳しい財政事情、カーボンニュートラルなどの課題がある状況下で機動的にまちづくりを行うために、こうした都市アセットを最大限に活用することが必要になると方向づけをしております。こうした判断を具現化するために国土

交通省では令和三年に国土交通省都市局都市計画課長及び住宅局市街地建築課長の連名で、各都道府県及び各指定都市宛てに、建築物の用途制限等に係るまちづくり手法の柔軟な運用についてが発出されました。県ではこれをどのように解釈され、どのように運用されているのか、伺います。

特にこの通知では住宅地における働き方・住まい方の多様化に対応するために、まず、建築物の用途制限等に係る都市計画の見直し等について言及し、用途地域等を定める都市計画決定権者にあつては都市計画の定期的な見直しの機会を捉えて必要な変更を行うなど、現在の用途地域による制限が都市アセットの利活用の観点から適切に運用することを求めています。この通知では建築許可を行う特定行政庁は良好な住居の環境を害するおそれがないなどと認める場合には、建築基準法第四十八条第一項から第八項までのただし書の規定による許可を活用することが考えられると表記しています。建築基準法第四十八条は用途地域などの規定であり用途地域が定められると、その地域にはその定められた用途以外の建築物は建設することができなくなります。この建築基準法第四十八条第一項から第八項までは住居系の用途になります。同条第一項から第八項までのただし書として次の一文が付されています。この建築基準法の各用途地域における建築の制限は都市計画を遂行する上、重要なファクターとなっており、これをむやみに緩めることは好ましいことではありません。しかしながら、時代が動いている現状において法律をつかさどっている国が容認の方向性を示しています。私もやみくもに適応させるべきとは思っていませんが、地域住民の理解が得られ良好な住居の環境を害するおそれがないなどと認める場合にはもっと活用すべきではないでしょうか。例えば、各市町村において都市計画の用途地域の変更を考えている場合、次の用途地域の変更に先立って、この建築基準法第四十八条各項のただし書を適用するなどです。仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市などは独自に特定行政庁を持っており、それぞれの特定行政庁の判断で建築審査会の同意を得て決定できますが、特定行政庁を設置していない市町村にあつては、すべてが宮城県の判断になります。現状ではなかなか建築審査会を開催していただける状況になっておりません。人口減少・高齢化問題、厳しい財政事情、カーボンニュートラルの対応を踏まえ柔軟な対応が望まれますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 伏谷修一議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、県の歴史と文化を生かした観光政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた我が県や我が国の今後の姿についてのお尋ねにお答えいたします。

県内で最初の新型コロナウイルス感染症罹患者が確認されてから二年が経過いたしました。これまで県民の皆様の安全・安心の確保に向けて、医療関係団体や市町村と連携しながらオール宮城で医療提供体制の構築に全力を投入するとともに、感染状況に応じて弾力的に社会経済活動の回復に取り組んでまいりました。未知の感染症との闘いは医療や産業、学校教育、文化芸術など幅広い分野に様々な影響を及ぼし、私たちの生活様式そのものの変革を求められております。特に、感染拡大防止の観点からリモートワークやECサイトの拡大などデジタル技術の導入が急速に進んでおり、コロナ収束後においても私たちが豊かな暮らしを形成する手段として、こうした変化に前向きに対応していくことが重要と考えております。同時に、国全体として今後の新たな感染症の蔓延を前提として今から十分な対策を講じておくことも極めて重要であります。新型コロナウイルス感染症はいまだ収束に至っておりませんが、コロナ禍において得られた教訓を踏まえ、単に感染拡大前の状況に戻すだけではなく更なる県勢の発展に向けて力を尽くしてまいります。

次に、多賀城の歴史と文化を生かした観光政策についての御質問にお答えいたします。

古代東北地方の政治・文化の中心地であり日本三大史跡の一つ多賀城は、我が県だけではなく東北においても悠久の歴史をたたえる重要な観光拠点と認識しております。現在、多賀城市では創建千三百年の機運醸成に向けたシンボルマークやキャッチフレーズの制定、南門の復元工事のほか新作舞台公演などの記念行事が検討されており、県と

いたしましても多賀城創建千三百年記念事業実行委員会に参画し、東北歴史博物館の特
別企画や観光キャンペーンでの広報宣伝など積極的に関わっていくこととしております。
今後多賀城市としっかりと協力し関係自治体や経済団体をはじめ多くの関係者と共に
創建千三百年記念事業を盛り上げ、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち
込んだ観光需要回復の起爆剤となるよう全力で取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、県の農業政策についての御質問のうち、コロナ禍後の米の作付
についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県は先人と農業者や関係者の御尽力により長い時間をかけて全国有数の米の主
産県としての地位を確立してまいりました。一方で、主食用米の国内需要は直近では毎
年十万吨ペースで減少しており長期的にも減少が続くものと見込まれております。更
に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中食・外食向けの業務用米の需要が
減少し米の在庫量は高止まりしております。水田農業を基幹としている我が県において
コロナ禍後も農業者が安定的に営農を継続していくためには、実需と結びついた需要に
応じた米の生産とともに、収益性の高い園芸作物や大豆・麦・飼料作物など所得を確保
できる作物への転換を中長期的に進めていく必要があります。このため、県では米価下
落対策関連予算により県産米の販路開拓や消費拡大とともに、主食用米からの作付転換
に取り組んでいくこととしております。こうした支援を通じて園芸振興や大豆・麦・畜
産振興を図り、今後とも農業者が将来に明るい希望を持って営農を継続していけるよう
バランスの取れた農業構造の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 農政部長宮川耕一君。

〔農政部長 宮川耕一君登壇〕

○農政部長（宮川耕一君） 大綱二点目、県の農業政策についての御質問のうち、適地
への酒米作付の拡充についてのお尋ねにお答えいたします。

ワインなどで使用されているテロワールや原産地呼称に関連する取組としては、県
酒造組合においてGI、地理的表示保護制度に関する情報を収集しているほか、県内の
一部の酒蔵で地元の契約農家などが栽培した酒米を使用した酒造りが行われております。
また、日本酒は蔵の歴史、酒の造り方などの様々な情報が付加価値となり飲まれること

も多く、その土地の土壌や気候、造り手などの情報を発信することで県産酒の販路拡大につながることを期待されます。県といたしましては我が県で生産される酒米で醸造した日本酒の販売や情報発信を支援するとともに、今後も酒造会社が必要とする品種・品質・数量が確保できるよう生産者団体や酒造関係者等と連携して、安定生産に向けた技術支援に取り組むなど生産と販売の両面で酒米の普及拡大に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 土木部長佐藤達也君。

〔土木部長 佐藤達也君登壇〕

○土木部長（佐藤達也君） 大綱三点目、DX・コロナ後に求められる土地活用についての御質問のうち、都市アセットの利活用に関する我が県の認識や運用予定についてのお尋ねにお答えいたします。

人口減少や高齢化が進展する社会において、公園・広場等の公共施設や商業店舗等の民間施設など地域資源として存在する都市アセットを利活用していくことは、地域の良好なまちづくりを進める上で非常に重要な視点であるものと認識しております。その一つの方策として、昨年六月三十日に国土交通省から建築物の用途制限等に係るまちづくり手法の柔軟な運用について技術的助言が通知されたところです。この通知は主に低層住宅地をはじめとする建築物の用途制限が厳しい地域におけるまちづくりを想定したものであり、空き家を地域住民が徒歩で利用できる日用品店や医療、福祉施設、地域交流施設などに転用するといった地域の需要に応じ、県及び市町村が住民や事業者等の御意見を十分に伺いながら、適時適切に都市計画法などに基づく各種制度を活用していくことが求められているものと解釈しております。その運用においては、まず、まちづくりの主体である市町村が地域の需要に都市計画が適合しているかどうか日頃から点検し、必要に応じて用途地域や地区計画等を決定あるいは変更することが大事であると考えております。一方で、例えば、低層住宅専用地域においてコンビニエンスストアの立地を許容するなど、建築物の敷地単位で局所的に用途の制限を緩和するほうが広域的な観点で都市計画を見直すよりも適当と認められる場合には、県が建築基準法第四十八条ただし書に基づき許可を行うなど柔軟な対応をしているところです。県といたしましては国の技術的助言を踏まえ、引き続き市町村と連携しながら建築物の用途制限等に係るまち

づくり手法を適切に運用し、都市アセットの活用など地域住民の多様なニーズにしっかり応えてまいります。

次に、国の通知の趣旨も踏まえた県の対応についての御質問にお答えいたします。

我が県においては県並びに仙台市、石巻市、塩竈市及び大崎市の四市が建築主事を配置する特定行政庁となっており、建築行政の運用について県内で同じ判断がなされるよう宮城県建築基準を定めるとともに、特定行政庁等を構成員とする会議を定期的開催するなど建築基準関係法令の取扱いの統一化を図っております。事業者等から特定行政庁に対し建築基準法第四十八条ただし書許可の申請があった場合、それぞれの特定行政庁が建築審査会に付議し、審査の結果、建築物の敷地単位で局所的に用途地域の制限を緩和することについて同意が得られれば、特定行政庁が例外的に許可を行うこととされております。一方で、用途地域等については、まちづくりの主体である市町村が地域の実情に即して広域的に定めるものであり、市町村の都市計画審議会に付議され、審議の結果、差し支えない旨の答申がなされれば都市計画が決定または変更されることとなります。このことから、市町村において都市計画の変更等を考える場合は、初めから局所的に制限を緩和するための例外規定である建築基準法第四十八条ただし書を念頭に置くのではなく、市町村自らが広域的な視点で取り組むことが可能な用途地域の変更を行うことで、地域の需要に応じたまちづくりを適正かつ迅速に進めることができると考えております。県は特定行政庁として住民や事業者等から相談があり建築基準法第四十八条ただし書許可が適当であると判断した場合は、国からの技術的助言を踏まえた上で、その計画が地域の良好な住環境を害するおそれがないことや公益上やむを得ないといった条件に適合するよう必要な助言を行っております。また、建築審査会については二か月に一度のペースで開催できる体制を整えており、許可の条件などが整理され次第、建築審査会に付議するなど迅速に対応しているところです。県といたしましては地域のニーズに適切に応えられるよう国の通知の趣旨も踏まえ、市町村と連携しながら建築物の用途制限等に係るまちづくりの手法を柔軟に運用してまいります。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 五番伏谷修一君。

○五番（伏谷修一君） 初めての質問だったので、本当は五分残る予定だったんですが

全然時間がなくなってしまったので、ちょっと急いで再質問させていただきたいと思
います。

この多賀城創建千三百年事業というのは本当に百年に一度という、奈良県では前に
千二百年をやったということが残っているので平城遷都千三百年祭ができました。多く
の国から大使をお招きして、そして天皇皇后両陛下に御臨席いただき国を挙げての事業
だったということです。ぜひとも村井知事のお力でこの多賀城創建千三百年に天皇皇后
両陛下に行幸啓いただくことをひとつお願いして御回答願いたいと思います。

それから、歴史を学ぶということについては非常に大切なことだと思います。宮城
の歴史そして東北の歴史の礎となる、この多賀城の歴史を宮城の子供たちにぜひとも学
ばせる機会、そして触れさせる機会をつくっていただければと思うんですが、教育長の
見解を伺いたいと思いますので、この二点、よろしく願います。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 御皇室に御臨席いただけるようにするというのは非常に意義の
あることだと思っております。まずは前例をよく調べてみたいと思います。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 宮城県そして特別史跡多賀城跡の歴史につつまし
ては東北歴史博物館の常設展や特別展等で展示、説明しております、学校活動などで
も広く活用されております。たくさんの子供たちが訪問しておりますことから、この多
賀城創建千三百年に向けて更に興味関心を持ってもらえるように、こうした機会を活用
していきたいということ、多賀城創建千三百年を迎える令和六年に向けましては多賀
城市や関係機関と連携いたしまして、当時の衣装や生活を体験できる参加型の歴史体験
イベントあるいは多賀城講座ですとか展覧会等の実施など、様々な企画を検討しており
ますので、こうした取組を通じまして子供たちに宮城県そして多賀城跡の歴史、楽しみ
ながら学習できる機会を提供して積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（外崎浩子君） 五番伏谷修一君。

○五番（伏谷修一君） よろしく願います。

そして、二番目の質問ですが、蔵元、それから生産者がお互いに求めているものと
いうのがいろいろ難しい問題もあるらしいんですが、今のところは契約栽培で行ってい

るんですが、経営体が広がるということでもいろいろ作付もできるかなという思いもありますので、この辺についても、今後、検討いただきたいと思います。

以上で、終わります。

ありがとうございました。